

## 令和2年度第2回

### 鳥取市社会教育委員会、公民館運営審議会及び生涯学習推進協議会 議事録

日時：令和2年11月11日（水）午後3時～5時

場所：鳥取市役所本庁舎 会議室6-4

出席者：〈委員〉藤原委員、音田委員、徳田委員、福田委員、新田委員、山下委員、中川委員、山根委員、松田委員、武内委員、竹内委員、川口委員、安木委員、牛尾委員、藤井委員）

〈欠席〉木下委員、濱本委員、坂本委員、大西委員）

〈事務局〉生涯学習・スポーツ課：中原課長、山本係長、大下主事

※発言内容について、事務局で一部加筆訂正しています。

1 開会 午後3時

2 あいさつ （中原課長）

3 あいさつ （竹内会長）

これ以降、竹内会長が議長として進行

4 自己紹介

5 確認事項

（1）令和2年4月17日付提言書「社会の変化に対応した地区公民館のあり方について」

（2）鳥取市の社会教育委員・公民館運営審議会委員・生涯学習推進協議会委員について

6 報告事項

（1）第2次生涯学習推進基本方針に基づく各種施策の実績報告および実施計画について

7 協議事項

（1）第2次生涯学習推進基本方針の計画期間が満了することについて

8 閉会

## 5 確認事項

### (1) 令和2年4月17日付提言書「社会の変化に対応した地区公民館のあり方について」

会長) それでは引き続きまして、確認事項というところに進んでいきたいと思います。先ほど私のあいさつでも言及しましたが、令和2年4月17日付けで提言書「社会の変化に対応した地区公民館のあり方について」を作成いたしました。資料1をご覧くださいと思います。これについては昨年度の社会教育委員会議で議論し、4月に書面決議をし、4月17日付けで完成しまして、5月22日に教育長に直接手交させていただいたところです。今日は詳しく説明する時間を取っていないんですけども、この内容について、何かご意見とかご質問とかがあれば、ここでお受けしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。これは本日の会議資料としてあらかじめ配布させていただいておりますし、提言書が完成した時にも配布をさせていただいていたかと思います。お読みになって気づかれた点や昨年度の委員さんから新しい委員さんに提言書のポイントについてのコメントがもしあればお願いします。

委員) 小委員会の中でも話題になったんですが、若い世代の参画がなかなかできていない現状があるというお話があったんです。提言書では「若い世代の参画が不足しており」という表現になっておりますが、なぜ若い世代が公民館活動に参画しにくいのか、その原因までは追求してなかったと思うんです。やはり原因をしっかりと検証しないといけないのではないかと、こういう表現だけでいいのだろうか、という思いがあるんですが、いかがでしょうか。

会長) 昨年度の会議においても何度か議論しました。検証という意味では、何かデータを使って行ったということではございません。特に、若い世代の参加の不足とともに、担い手の高齢化や関係者の固定化といったことが問題として出現しているということですね。今のところ、提言書の中でこれをすればそれが解決できるということを特に言っているわけではないんですけども、多世代がかかわれるよう配慮した企画づくりをしていくべきということや、それができるコーディネーター役として公民館が機能すべきだということは提言書で強調させていただいたところです。私はそういう認識なんですが、他の委員さんから補足はありませんか。よろしいですかね。

委員) 提言書を提出した際に提出した相手からのコメントや関連する会議で報告をされた際にいただいたご意見があれば、ご報告を頂けないでしょうか。

会長) 私からのご報告としましては、私が教育長に直接手交したのですが、その際はありがとうございましたと受け取ってもらっただけで議論にはなりません。事務局の方からその後の対応等について報告があればお願いします。

事務局) この度、「社会の変化に対応した地区公民館のあり方について」という提言をいただきましたので、鳥取市の公民館の各館長にお集まりいただく館長会の方で提言書の配布をさせていただきました。また、現在、鳥取市の場合は、公民館には主任・主事という役職の職員がいらっしゃいます。主任向けの研修会の中で、この提言書について紹介をさ

せていただきました。さらに、鳥取市公民館職員研修で、社会教育委員会議の会長である竹内先生に講師を務めていただき、この提言について、議論の経過を含めて内容について詳しくご説明をしていただきました。先ほどの竹内先生のお話にもあったんですけども、やはり今回いただいた提言書の中では、公民館のこれからの役割としてコーディネーター役を担っていくべきだと特に強調して書かれています。そのことについては、実際に公民館職員の皆様とお話ししていても、すごく反応がいいと感じています。やはり何もかもを公民館がすべて受け持つのではなくて、うまく地域の方々との関係を作りながら、人と人とを繋ぐコーディネート役を努めていくということが大事であると共感していただいています。

会長) ありがとうございます。もう一つ補足としましては、まず、公民館への指定管理者制度の導入や公民館とまちづくり協議会の関係性が議論されているということがありますので、こういった背景があってそれに対して提言をしたということになります。どちらかというと、公民館側・社会教育委員会議側としては、各地域の現状を見極めつつ慎重に進めてほしいという内容になっています。その後、市民自治基本条例の改正の動きがあるかと思しますので、現状の共有のためにも、事務局から補足をしていただけないでしょうか。

事務局) この会議とは別の組織になりますが、外部委員で構成される市民自治推進委員会という組織がございます。自治基本条例が平成20年にできまして、それから協働のまちづくりがスタートしました。その動きと呼応する形で、公民館を地域コミュニティの拠点としてまちづくりをやっていくことになりました。ではそうなったときの公民館の役割とは何かという点については社会教育委員会議と関連のあることだと思っております。そのため、今回の提言に関する情報については、市民自治推進委員会の方でも提供させていただいております。10月には市民自治基本条例の見直しに関するパブリックコメントの募集を予定しているところです。市民自治推進委員会における議論の中ではやはり、公民館を地域コミュニティの拠点として地域づくりを行っていくという考え方は共有されているというふうに考えております。今回の条例改正にかかる審議の中であがった点で言いますと、これまで地区公民館を地域コミュニティの拠点として位置付けてやっていくということが条例にもうたってあるんですけども、地区公民館“等”というような表現を入れてはどうかという意見が挙がっております。何で“等”をつけるかっていうと、確かに公民館も地域の中心となる施設ではあるんですけども、それこそ今、鳥取市ではコミュニティ施設といった様々な公共施設があるのでそういったものを活用しながらやっていく必要もあるのではないかということでした。ただ一方で、コミュニティ施設も当然、地域の中心で、地域づくりの核となる施設ではありますが、やはり公民館が担っている社会教育は大事にしていかなければならないということについては、市民自治推進委員会で我々もしっかりお伝えをさせていただいておりますし、これまでいただいた社会教育委員会議の提言や答申の中でも公民館が社会教育を担うことは公民

館の役割として必要であると触れられているということは、はっきり、お伝えさせていただいております。社会教育委員会と市民自治推進委員会がお互いに情報共有を図りながら、公民館を核とした地域づくりを進めていけたらというような認識です。

会長) 急に振ってすみませんでした。そこは、ちょっと大事なポイントだと思いましたので事務局に説明していただきました。条例改正の動きがあって、そこともせめぎ合いながら物事が進めていますので、情報共有ということでした。

委員) すいません。お話ができましたので、ちょっと関連して伺いたいと思います。私どもとしては、今の生涯教育の中の公民館の活動として、もう少しオーソドックスな形というか、しっかりと基本的な部分を守って欲しいという提言をしたというふうに私は理解しています。しかし現実には、先ほどもお話に出ました鳥取市の市民自治推進委員会の条例に基づいて議論をされておまして、その中ですでに公民館を以前にもお話ししましたまち協のシステムの中に組み込んで、来年からNPO化するという話にまで進んでるという情報を議会の方にご報告されてるようでございます。こちらの担当課の方もご出席なさってるのかどうか知りませんが。私たちはこうして動いてるんだけど、現実には、今日ご紹介になっていない違った局面が、公民館の活動の中に間もなく出てこようとしているというふうに思っております。そのあたりにつきまして、今日は協働推進課がおられないようなので、担当課の方から何かご報告といたしますか、ご説明いただけるような内容があるのでしょうか。

会長) 佐治のお話かと思いますが、具体的な動きも含めて事務局から説明をお願いします。

事務局) いま委員がおっしゃったのは佐治のお話だと思います。そこで進められた議論というのは、決して社会教育をやめて、公民館をコミュニティセンターにして、好きに使ってくださいというものではありません。それは協働推進課と教育委員会、市長部局と教育委員会と一緒に今進めているというような状況です。その本質というのは、公共施設として公民館の運営を今までしてきたんですけれども、特に佐治の場合は、高齢化や人口減少が特に進んでいる地域ということもあって、自分たちの力でやれることはやっていかないと地域がもたないのではないかという問題意識の中で、地域の運営組織をNPO化し、その活動拠点として公民館を活用したいというご意見をいただいております。その中で、我々としては、やはり公民館は社会教育の拠点施設であるということは忘れてはならないと考えております。実際に今回の指定管理を出すにあたっては、佐治はコミュニティセンターと公民館が一つの施設になっているので、施設自体の所管は教育委員会になります。そのため教育委員会が指定管理の手続きをしている状況にあります。指定管理の業務仕様書の中では、社会教育機能をしっかり持つこと、特に今回提言でいただいたようにコーディネーター役を担って社会教育を基盤とした地域づくりをやっていただくことをしっかり書き込んでおり、条件をつけて指定管理に出すような格好にさせていただいております。なので全く手放そうという考えではなくって、やはり社会教育を基盤としつつ、地域組織による地域運営を行い、それが地域づくりに繋がるということが

できるのではないかという、可能性の一つとして今回はやっているような状況です。さきほどNPO化というお話もありましたけれども、市内のすべての公民館を一律にNPOによる管理にしようという話ではありません。そういった動きが出てきている地域も佐治のようにあり、選択肢の一つということです。なので必ず各地区でNPO化をして、公民館の運営をしてくださいという方針ではありません。それぞれの地域に合わせたやり方の選択肢の一つとして、そういう取り組みを進めているという状況です。

会長) 今、事務局からご説明いただいたとおり、この提言があったから、たとえば社会教育委員会会議で議論があったことについても事務局の方で佐治の指定管理の議論の中に組み込み、社会教育機能をどう残すかというところに心を砕いていただいたということです。あとは全市に一気に広まらないようにする、それぞれの地区ごとに判断できるようにするという意見は、くまれたのかなというふうに私は認識しています。なので今後、地域の実情に応じた佐治のやり方がいいのか、そうではなくて現状の公民館の運営の方がいいのかという点については各地域で判断していただけるような環境にあると思っております。

委員) 用瀬もではなかったですか。

会長) 用瀬はどういう状態ですか。

事務局) 用瀬は指定管理のお話は今のところできておりません。

委員) 用瀬は違いましたか。

事務局) 用瀬については、指定管理者制度とは別の制度になりますが、一括交付金制度というものを始めておまして、その制度については佐治と用瀬と明治の3地区が手を挙げてモデル的にされております。内容としては、協働推進課がまちづくり協議会に対して支出する補助金と、教育委員会が公民館に対して支出する生涯学習事業費という、市が地域に支出しているお金が2つあります。先ほどと同じ話になりますが、生涯学習事業とまちづくり事業を全く別物で考えるのではなくて、お金の支出の流れを一緒にすることで、生涯学習の成果をしっかりとまちづくりに生かせるようにすることができないかということで、モデル的な取り組みとして実施しております。その取り組みを行っている地区の一つが用瀬ということになります。

会長) 他にはよろしいでしょうか。当初ここについてはあまり時間をかけない予定だったのですが、これまでの経緯を共有するためにも、少し長めにお話できて良かったのではないかと思います。では続いて、鳥取市の社会教育委員、公民館運営審議会委員、生涯学習推進協議会委員についてです。委員の役割について改めて確認しておきたいということで、3つの役割について事務局の方から説明をお願いします。

## (2) 鳥取市の社会教育委員・公民館運営審議会委員・生涯学習推進協議会委員について

会長) ありがとうございます。私も委員を初めてお引き受けしたときに混乱しましたが、3

つの役割があるということです。先ほどご紹介した提言「社会の変化に対応した地区公民館のあり方について」は、社会教育委員として提言させていただいたということになります。そして、この後、協議事項として議題にあがっている第2次生涯学習推進基本方針についてですが、これは生涯学習推進本部長に対して生涯学習推進協議会として、その案を議論し意見を出すということになります。あとは公民館についてですが、物理的に存在する公民館はないんですね。

事務局) 中央公民館はそのとおりです。

会長) 物理的に存在する中央公民館が通常の市町村にはあると思うのですが、鳥取市は様々な経緯があつてそういうものはありません。ただし形式上、生涯学習スポーツ課長が中央公民館長の役割を担い、地区公民館の連携や調整をおこなうことになっています。何かご質問があればお願いいたします。

委員) すみません。生涯学習というのがどういう意味なのかよくわかりません。委員をお引き受けすることになりましたが、周りから「生涯学習って何ですか。」といわれたときに、こたえられずに少し困りました。基本的にどういう方向性のものなのか、もう少し教えてもらえませんか。

会長) 生涯学習と社会教育の目的の位置づけというのは大変難しいといえますか、混乱しやすいといえますか、日本中どこでもこういう議論をされているところです。まさにそれこそが私がこの後議論したいと思っていることでして、生涯学習とは何か、生涯学習推進基本方針とは何か、必要なかどうかということも含めて、後で議論できればと思っています。事務局から何かご説明いただけることがあればお願いしたいと思います。

事務局) 生涯学習というのは一つの概念だと思っていただければいいと思います。要は人間は生まれてから死ぬまでの間、一生学び続ける必要があるのではないかとということがまず根底にあると思っています。

委員) ああ、生涯学習の“生涯”というのはそういう意味ですか。

事務局) はい。当然、小学校と中学校は義務教育ですので、教育を受ける期間はあるんですけども、ただそれは、一定の期間であつて、そこから先、高校行って大学行って社会に出てもやはり皆さん学び続けていくことになると思います。やっぱり一生学び続けながら成長していく、人生を豊かにしていくのが大事ということをご理解いただいていると思いますが、では行政としてどう支援していくか、社会の中でそういった機会をどう作っていくかということを考えることもやっぱり大事なことであり、と考えております。ですので、鳥取市としてどうしていくかということがまとめられているのが第2次鳥取市生涯学習推進基本方針であり、その内容について議論していただく場として生涯学習推進協議会といった組織を立ち上げているということになります。

委員) わかりました。ありがとうございました。

会長) 他に委員の役割について何かご意見はありますか。じゃあよろしいですかね。では、先に進めさせていただきます。

## 6 報告事項

### (1) 第2次生涯学習推進基本方針に基づく各種施策の実績報告および実施計画について

会長) はい。事務局からの説明は以上でしょうか。資料が大量になっています。事前にご確認いただいた方もいらっしゃると思いますので、お気づきの点・ご質問等いただければと思います。

委員) 指標については年度比較がしてありますが、これはずっと同じ指標や同じ基準で、それぞれの事業をAAやAと判定されてきたということでしょうか。

事務局) はい。おっしゃるとおりです。

委員) このAAが出ることは通常はあまりないと思っています。ですからAAの数が年度によってはものすごく大きいというのは少しおかしいのではないかと感じてしまうようなところも個人的にはあるんです。ですからAAやAがほとんどというのは、それができたらすごいのではないかと思いますね。自分たちがやっていることと比較しましたらそう思います。

会長) ありがとうございます。そうですね。AAは達成度120%ということになります。指標の取り方によっては100%以上が出ることもありえない事業もあると思いますので、そういった事業は個別に見ないといけないと思います。なので、AAが少ないからといって良くなかったということにはなりませんね。評価の概要あるいは個別の内容について、委員の皆さんは各団体からご選出いただいていますのでどうぞ質問をお願いします。

委員) 実施主管課一覧という表がありますが、社会教育委員が関わるのはどれですか。

会長) 我々がかかわっていくといいますか、意見をいったり関与ができるのはどこなのかということはかなり難しい問題であると思いますが、どう説明されますか。

事務局) そうですね。ここでお示ししているのは個別の事業の集計になります。事業を1つずつ見ていくということは、全くないわけではないんですけども、この場ではどちらかというところ、ここに挙げられている事業は第2次鳥取市生涯学習推進基本方針にもとづいて実施しているものということになっておりますので、こういった状況を踏まえて、鳥取市の基本方針や生涯学習のあり方がもっとうなるべきではないか、こうあるべきではないかというご意見をいただきたいと思っております。実はこの後、まさにそういった話を委員の皆様にお伺いしたいと思っております、そういった話をできる場というのがこの社会教育委員の皆さまに集まっていたらいいかなと考えております。

会長) 社会教育委員が意見を言ったり関与できる権限が明確にこの事業に与えられてることではないと認識していただければと思います。今、事務局は生涯学習・スポーツ課ですので、生涯学習スポーツ課の所管している事業に関しては、割と早くご回答いただけるかと思いますが、例えば、人権に関する事業も盛り込まれてると思うんですが、それに対して何かしていただこうと思ったら、市長部局へ提言して市長部局の人権推進課が対応してくれないと変わらないということになります。まあこの場で議論して社会教

育委員会議として意見を出すことはできるというかんじですね。そういう理解でよろしいでしょうか。

事務局) はい。

会長) 何かご意見は大丈夫でしょうか。第2次鳥取市生涯学習推進基本方針の基本施策(1)

「市民が生涯にわたって学べる学習機会の充実」でいえば、学習機会の啓発事業や講座を開催する事業は多数あるということで評価できていると思います。あるいは基本施策(2)「社会的課題に関する学習機会の充実」であれば、行政課題・政策課題に対する啓発事業が盛り込まれているわけですが、そういったものをもっと増やした方がいいのではないかとか、この事業とこの事業は一緒に実施した方が良いのではないかというのは、この場でも議論が可能かと思えます。あるいは、いま言ったのは事業の内容についてでしたが、方針には基本施策(3)「すべての市民が学べる多様な学習形態や情報提供の充実」や基本施策(4)「学習した成果を活かす仕組みづくりと人材育成」のように情報システムの構築や人材育成に関することも載っていますね。来年からそれをさらに発展させて進めていくにはどうしたらいいかということもあります。あるいは基本施策(7)「生涯学習活動の拠点の充実」ですね。施設運営ということになりますが、施設も教育委員会所管のものだけではなくて、それに関連している施設が様々な課にわたって存在している形になりますので、施設運営に対して助言ができないかなということですね。

委員) 少し教えてください。まあ人権といたらすべてにかかわってくることではありますし、今はどうか知りませんが、以前は公民館が3つぐらいは人権に関する事業をしなければならぬといったような事案がありませんでしたか。私はそういうふう聞いていました。私は地区人権教育推進協議会会長をしているのですが、県外研修にでかけましょうとあって、公民館さんと共同でやらせていただくこともあります。以前は公民館もしなければいけないからということで、公民館さんが独自に人権に関する事業をされていた時代もありました。今、公民館さんに人権に関する事業をしなければいけないでしょうって言ったら、今はそんな縛りはなくなったと言われるんですが。そのあたりのところをちょっと教えてもらえませんか。

委員) 公民館の生涯学習事業の中に人権啓発推進事業がありますので、一応市から人権に関する事業を実施するようになっています。ただ、公民館によっては市人教(鳥取市人権教育協議会)を事務局として受け持っているところとそうでないところとあって、地区によってまちまちな対応をされているところがあります。私の地域では、市人教(鳥取市人権教育協議会)の事務局を公民館が持っていますので一緒に事業を実施できるんですけども。地域によっては公民館とは独立して市人教(鳥取市人権教育協議会)の組織があるところがありますので、そういうところは公民館の人権教育とタイアップしながら、事業を実施しておられます。ですから本当にまちまちなんです。

委員) ありがとうございます。まあ言い方が悪いですけども、なり手がいないんです。なり手がな



いって言ったらおかしいですけども。どこの組織もそうでしょうけど、特に人権に関する組織の会長のなり手が無いということで、今、大抵の支所地域は人権教育推進員さんが全面的にバックアップして人権に関することをされていたりします。それから、古い集落は、公民館長さんが人権の会長を兼務されているところが多い状況にあります。私は社会教育委員をもう何年もさせていただいておりますけど、公民館が公民館の事業を実施できるように、もう地域の団体は公民館に事務局をもってもらわずに独立してすべて自分でしましよと教わってここまでできましたが、なり手が無いからついつい公民館が事務局をしてくださってるところとそうでないところがあります。公民館が事務局をもっている地域の公民館の役割というのは、その後、指定管理者制度を導入したら逆にやりやすくなるものなのか、どうなんでしょう。ちょっと考えてしまう。

委員) そうですね、公民館自体は非常に多忙ですからね。それは市人教（鳥取市人権教育協議会）の事務局を手放してしまえば、非常に楽になるんですけども。ただやはり地域によっては、本当にうまく回っておりまして効率的な運営をどちらかといえばさせてもらっておりますから、そこはやっぱり崩したくないというところがありますね。

委員) では別にこの鳥取市社会教育委員会議は、公民館は地域団体の事務局を離すようにと言う場ではないということですね。

委員) はい。

委員) わかりました。

会長) ただ人権教育というのは生涯学習を実施していくにあたって非常に重要なテーマであり、公民館が実施するようになってきているテーマだと思いますので、市民の学習機会をどう確保していくかという話はこの場でも構わないと思います。ただ、それをやるのが公民館なのかどうかというのはまた別問題であり、所管課が連携してやらないといけないのではないかと、縦割りになってないかという点についてはよく確認しながら進めていかなければいけないと思います。ありがとうございます。他にはないでしょうか。評価のご専門ということで先生いかがでしょうか。確認すべきポイントやご感想を一言頂ければと思います。これ事前にご覧いただいておりますか。

委員) やはりボリュームもありましたので、さすがに細かくは見れていないんですけども。

会長) 先生だったらどういうふうにご覧になるのかなというのはちょっとお聞きしておきたいと思うのですが。

委員) 書面上には表れてこないかもしれませんが、各課がきちんと目標や目的を共有して意義づけができていくかっていうところが、やっぱり根幹的に大事だと思うんですね。ただ慣例でこの事業を毎年やってるからやって、目標の人数が来たから、じゃあAですねという話ではなくて、そもそもこの事業は何のためにやるのか、どういう意味があるのかということ各課の職員の方や関わっている人がきちんと共有されているのかどうかというところが大変問われるところだと思います。私たちは、なかなか難しいことだとは思いますが、こういう文字面だけでは見えてこないところも少し注意してみた

りする、そういう目を入れていくっていうのが大事だと思います。ただこの文字だけで現れてくる情報だけに依存しないで、私たちは俯瞰してみないといけないのかなというふうに思います。あの、作業的にどうしても文字面だけになってしまう部分が往々にしてあるので、そうさせない何らかの仕掛けとか、こちらからの注意喚起とか、そういったアプローチも一方では求められるのかなと思いますね。

会長) そうですね。やっぱりこの大量の資料を作るのも大変だったと思うんですが、評価疲れというのもよく聞いたりしますので、本当の意味での評価ができるようにしていければと思いますし、そのためにはどうしたらいいのかという議論がこの後できればいいと思っていますが。どうでしょう。事務局としてはこの資料に関しては、なにか議論をしないといけないことはないんですよ。こういう資料がありますので報告をしていたということ、必要に応じて参照してくださいということよろしいでしょうか。委員の皆さんからなにかありますか。

委員) 全然、関係のないことかもしれないんですけども。すいません。さきほど生涯学習の概念について説明されましたが、鳥取市教育振興基本計画の 20 ページに図がありますよね。この図でいくと、今日ご報告された事業について、社会教育に入る部分と自己学習に当たる部分とではどれぐらいの割合になるのでしょうか。事業数はダブってるのがありますが 170 ぐらいありますよね。我々は社会教育委員という立場で出席していて、生涯学習の概念は学校教育を含む社会教育と自己学習に分かれているとするなら、この予算・事業っていうのは、社会教育の部分と自己学習の部分とでどういうふうに見ていけばよいのでしょうか。自己学習の定義もちょっとわからないんですけども。我々は社会教育委員ではありますが社会教育のみではなく、今は生涯教育という言い方をされていて、先ほどは公民館事業の話ができましたし、今後はおそらく学校教育との関わりや最初に委員が言われたように若者や青年をどう巻き込むのかっていう議論もあるということも含めると、どんなふうにみていけば。あの、事業ってイメージ的にはもともと全部社会教育として扱われていたんだけど、生涯学習と定義づけられて、じゃあ社会教育プラス自己学習って書いてあるんだけど、事業としては、どんなふうにとらえたいのだろうかと思っています。

会長) いや非常に重要な指摘だと思います。そういう観点から集計はされていないと思うんですが、事務局の認識としてはどうですか。

事務局) 社会教育と生涯学習をわけて割合を出したことがないもので、はっきりとした数字を申し上げることはできませんので個人的な感覚になってしまうんですけども、ここに挙げてる事業でいえば、概ね社会教育と分類できるのではないかと思います。ここにも書いてあるとおり、何かの目標があって、教える人教わる人がいる関係性があるものが教育だととらえると、各課が何らかの目的を持って事業を実施しているので、自己学習を奨励する事業はなかなかないと思います。ただ例えば公民館の図書購入事業のようにラインナップをそろえたり、地区公民館の新築事業のように施設をつくることで、生涯

学習の環境を整えるといった事業もあります。まあそれも両方のとらえ方があって、建物を作ることで、社会教育の場を確保するという意味もあれば、生涯学習の拠点として扱えるってこともあると思います。そういうふうに見てみると、概ね社会教育のカテゴリーに入るものが多いのではないかと考えています。

委員) はい、ありがとうございます。この図でいくと自己学習の部分は読書・調べ学習・自主的な学習等という表記の仕方がされているので、そうすると事業の中で自己学習にさかれるお金については、各地域ごと、公民館ごと、施設ごとに違うのかなと思うんですけども、そうすると事業の中身はほとんど社会教育的な事業になるんですね

事務局) そういうことでいきますと、見方を変えると、生涯学習の中に社会教育も含まれるということになりますので、社会教育は生涯学習事業でもあるわけですね。実施する側がそこまで意識してるかっていう問題もあるかとは思いますが。

委員) はい、わかりました。ありがとうございます。

会長) いま説明にあったとおり、図書の購入、あるいは図書館の設置運営事業自体が、自己学習の支援という位置付けも可能かと思えます。今のご指摘については、社会教育事業として学習の場を設けるだけではなくて、自己学習と環境醸成が重要なのでそちらに予算をもっとかけるべきじゃないですか、ということでこの会議で提言すべき意見と言えるかもしれません。なので、委員の皆さんに、足りてるか足りてないか、多いのか少ないのかという評価していただいたり、ちょっと偏っているんじゃないかっていう意見をこの場で頂戴することが必要だと思います。それでいうと委員先生自身の感覚としてどうだったかというのをぜひご披露いただければと思うのですがいかがですか。

委員) いえ、B以上の評価がほとんどでしたので、そうなんだなあと思っただけです。

会長) おそらく個々の事業でしたら、何人ぐらいの参加を想定しているかということ踏まえて、想定以上の集客ができればBとかAをつけている事業がずらずらと並んでいるということかなと思っています。ですが自己学習となったらそれはそれで評価軸が全然違うと思います。はい、ありがとうございました。じゃあこの資料が手元にある状態で、次の今日の本題の方に入らせていただいてもいいでしょうか。では事務局から説明をお願いします。

## 7 協議事項

### (1) 第2次生涯学習推進基本方針の計画期間が満了することについて

会長) ありがとうございます。方向性の決定をしていただきたいと事務局はおっしゃるのですが、事実上、新旧対照表に示されているとおり、計画期間を削除するといった最低限の改定をして来年度スタートするというのが事務局(案)と理解してよろしいでしょうか。それ以外の文言は、ほとんど修正等しないということでしょうか。

事務局) 全くしないというわけではありませんが、そのあたりもご意見をいただいた上で進めたいと思っています。とりあえず今回の修正案については、変更が必要だと考えられる

ところを参考として書かせていただいたものになります。

会長) これをどう取り扱うかということについては様々なご意見をいただきたいと思っています。今日議論した結果次第では、こういう文言を追加してほしいというご意見を反映することも可能です。ただ時間的な制約もあるということですね。もう一つ補足しておきたいのですが、この計画の取り扱いについては、いくつか選択肢があったかと思うんですね。一つには、計画期間を、例えば1年だけ延長するということもありえます。あとは本日お配りしている鳥取市教育振興基本計画の中に、ある程度生涯学習に関することも当然盛り込まれているので、第2次鳥取市生涯学習推進基本方針を今年度の計画期間終了をもって廃止してもいいのではないかという考え方もありました。事務局としては、私とも議論をした結果、第2次鳥取市生涯学習推進基本方針は計画期間を削って一応残すという案に落ち着いたようです。そのため、このことに対して、まさに皆さんからご意見をいただきたいということでございます。それではここからオープンにご意見いただければと思いますので、順次、ご意見のある方からお願いします。なお、残りの時間はこの議題に費やしたいと思っていますのでご了承ください。

委員) 基本的には第2次鳥取市生涯学習推進基本方針を踏襲するというでいいと思います。それでですね、鳥取市教育振興基本計画素案の図よりも第2次鳥取市生涯学習推進基本方針の図の方がわかりやすいと思いました。これはコピーではないんですか？

事務局) 丸々コピーではないです。そこはどちらかの図にあわせることは可能です。

委員) なるほど。私は第2次鳥取市生涯学習推進基本方針の図の方が鳥取市教育振興基本計画素案の図より分かりやすいと思いました。さっき事務局がおっしゃっていた教える者と学ぶ者、それから自己学習についても少し書いてありますから。それともうひとつ。第2次生涯学習推進基本方針の図のオレンジの丸の中の「学校教育による学習」についてです。「学校教育による学習」というのの中に「学齢児童・生徒等に対する教育」というのがありまして、「幼・小・中・高・大学・専修学校等」と書いてある。今、幼保一体化が進んでおりまして、認定こども園等になっているところもございますので、幼稚園だけをあげるのはどうかと思います。今、幼稚園が認定こども園となって保育部ができていたり、保育園も認定こども園になって幼稚部ができたりと、時代とともに保育の仕方が変わってきています。ですので、この辺はちょっと丁寧に見直しながら議論を進めた方がいいのではないかと思います。

会長) 「学校教育による学習」という楕円の中に認定こども園が書かれていないということですね。

委員) 認定こども園が書かれていないというよりも、幼保一体化になっているところが多いので、幼稚園だけではない方がいいのではということです。

会長) なるほど。それも重要なことですね。まさに幼保一体化といいますか、福祉と教育の境目が時代とともに変わってきていますので、それに配慮した改正は必要だと思います。第2次鳥取市生涯学習推進基本方針の図は平成23年の文部科学省中央教育審議会生涯

学習分科会の資料をもってきていますから10年ぐらい前のものになります。この引用の仕方も少し考えないといけませんね。さらにこの図を鳥取市教育振興基本計画に移すときも、どうやって引用するのかということも考える必要があります。丁寧にした方がいいですね。何かご意見がありますか。

委員) 学校教育法という法律がありまして、その第1条には、「学校とは、幼稚園、小学校、中学校」と並んでいくんですね。最後は、大学だったと思いますけれども。そこに挙げられているものが学校だという法的な根拠が今のところ存在していて、その第1条の中には、認定こども園や保育所というのは入っていませんから、法律上は学校というみなし方をされていないんですね。

会長) これは文部科学省の資料なので厳密に書いてあるということですね。

委員) ただ現実には、認定こども園がこれだけ増えてきたり、幼保の一元化という実態が進んでいますから、そもそも「学校教育による」というときの学校教育をどこまでとらえるのかということですね。鳥取市なりに考えたことを表現するのか。あるいは文部科学省や、幼保一元化となると厚生労働省も関わってきますから、そちらがどんなふうに図示してるのかをご確認いただいた方がよろしいかと思います。今の時点で学校といったときには、厳密に言えば、認定こども園は含まれません。

委員) そうしましたら“等”を付けるのもおかしいですよ。学校教育ってしてしまうのか。学校教育及び、とするのか。

会長) なにか配慮がしたいということですね。テクニカルには「学校教育による学習」の中に保育所といった文言をいれると矛盾してしまいます。ただ認定こども園のことがありますので、どう位置づけるか考えませんかということですね。

委員) 生涯教育の枠の中に入れるのであれば、と思ったんです。

会長) 幼児教育といいますか、就学前の子どもたちの学習をうまく図示できたらというお話ですね。

委員) 学校の先生方がみられる冊子の中での話でしたらいいんですけど、私たちがやっている社会教育や生涯教育、生涯学習の冊子を作るのであればという話です。ですので法律にはそのように定められているけれどもっていうのをわざわざつけて補足を書くのがいいのか。すっきりと皆さんにわかっているようなシンプルな書き方を考えてくださいませんか。

会長) 非常に重要なご指摘だと思います。

事務局) 鳥取市オリジナルをどこまで入れるのかということだと思いますので、その点に関しましては勉強と検討をさせていただきます。学校教育だけではなく社会教育の定義にもかかわってきますので、そのあたりがどういう整理がいいか少し考えてみたいと思います。

会長) はい。貴重なご意見ありがとうございます。

委員) 鳥取市教育振興基本計画素案に載っている生涯学習の概念の図についてです。私どもはずっと以前から教育の三つの分野を、概念として頭に入れてここまでできました。ある日

突然ということではありませんが生涯学習という概念が生まれてこの図になっています。鳥取市教育振興基本計画素案の図について、家庭教育を除外されたのには何か意味があるのですか。それとも方針の転換があったのですか。

事務局) 方針の転換ということではありません。なので家庭教育については別にしっかりと記載させていただいております。そちらの図につきましては、私が調べたところ、家庭教育と社会教育の関係性については曖昧なところがあるために議論になっているということでしたので。

委員) 全然曖昧ではないと思いますが。

事務局) 家庭教育についての定義がないというわけではありません。学校教育を除くものが社会教育だと定義されていたときがあったのですが、教育基本法の改正の中で。

委員) 学校教育と家庭教育を除いたものが社会教育であるという概念でずっと来たと思っているのですが、違いますか。

事務局) 過去の経過でいえば、もともとは学校教育を除くものが社会教育という定義だったんですね。その後、教育基本法が改定されたときに家庭教育という概念がでてきました。社会教育と家庭教育をわけるかどうかという議論があったようなんです。なので鳥取市教育振興基本計画素案の図の中では家庭教育も社会教育の中に含むというかたちになっています。

委員) 平成23年ごろの概念が変わったということですね。

事務局) そうですね。第2次生涯学習推進基本方針の図のことをあまり意識せずに鳥取市教育振興基本計画素案の図を作成してしまったので、そのことについてはお詫びいたします。

会長) 経過でいえば逆かと思います。鳥取市教育振興基本計画素案20ページの図の方が第2次鳥取市生涯学習推進基本方針の図よりも以前の考え方ですね。

委員) いやそれはないです。私が青年団で活動していたときから概念はずっと一緒ですよ。家庭教育が抜けた図を初めてみました。

会長) 抜けたということではなくて、社会教育の中に含まれるということです。私が学生時代に社会教育を勉強したときには、社会教育の中に含まれると習いました。

委員) 生涯学習の概念の図は学校教育と家庭教育と社会教育という3つの教育の分野から成り立っているんですよ。なので概念が変わったということなら、学校教育と社会教育、例えば括弧をして、家庭教育を含むと書いておけば意味がわかるのですけれども。

会長) 注意書きが抜けているので不安になるということですね。

委員) 私が心配しているのは、以前もお話しましたがけれども、行政の側から見たときに末端が出てこずに、全てくくられてしまうところがあることを心配してましたね。

事務局) これに関してはそういう意識は全くありません。会長がおっしゃったように以前の概念を持ってきてしまったということなんです。

会長) でもまあご指摘のようにそれ以前から家庭教育はあるという考え方もあろうかと思いませんね。

事務局) 法律のくくりで見たときに以前はこういう図だったというだけのことで、家庭教育があったことを否定するものではありません。

委員) 家庭教育を支援するための学習活動というのをテーマとして大きく挙げなければいけないと思うんですよ。だからそういう意味で言えば、家庭教育を図に表示すべきだと思います。わかっていただければ結構です。

会長) 鳥取市教育振興基本計画素案の図については非常に私も気になっていたところでした。もっと丁寧にした方がいいんでしょうか。それともむしろ、今日の議論を踏まえると、なくしてしまうのも一つの手かと聞きながら思いました。生涯学習の概念は非常に難しいところがあるので、その方が誤解がないといいますか、それぞれが解釈できますから。

委員) 鳥取市教育振興基本計画 20 ページの図はどこからお取りになったんですか。

会長) これは作ったのではないのでしょうか。

事務局) 何かの資料を見て作ったと思うんですが。

会長) 根拠が示されていないので、この書き方は見直しをされた方がいいですね。それで鳥取市教育振興基本計画素案は教育総務課の方でとりまとめがされていて、今パブリックコメントもでてるんですか。

事務局) これからです。

会長) これからです。もう計画の策定も終盤になっていて、これからご意見をくださいという周知が出ます。こちらの鳥取市教育振興基本計画に関しては、その際にも個々の委員さんで意見を提出していただくことが可能です。もちろん、個々の委員さんが生涯学習・スポーツ課にご意見を提出し、生涯学習スポーツ課から意見として挙げてもらうこともできます。あと、こちらの第2次鳥取市生涯学習推進基本方針をどうするかというのは、鳥取市教育振興基本計画の話と分けて考えていただきたいと思います。第2次鳥取市生涯学習推進基本方針の図には家庭教育の表記が入っておりますので、どちらかといえはこのままでいいかと思います。

委員) すいません。新旧対照表についてです。鳥取市生涯学習推進基本方針は第2次生涯学習推進基本方針をベースに作るということですよ。鳥取市生涯学習推進基本方針は特に計画期間を設けないということですが、必要が生じればどこかで見直しはされますよね。

事務局) そうですね。

委員) でしたら「第2次」というのを消されたらどうですか。

会長) タイトルは消えるような形ではないんですか。

事務局) タイトルは消すような格好です。

委員) そんなに内容は変わらなくて延長みたいな感じでしょう。

事務局) 基本線は変えずに、“第2次”という表記もなくしてしまっ、計画期間を定めずに据え置きで行こう、というような恰好です。

委員) ですから、例えば「これまで平成28年度からの「第2次鳥取市生涯学習推進基本方針」

という表記を消すのはどうですか。

会長) まず、改正前と改正後で消えてしまっていて赤字になっていないのですが、タイトルからは「第2次」という表記が消えてるんですね。本文の「本市では、これまで～」というのは、前回は平成24年度からの鳥取市生涯学習推進基本方針のことに言及したので、今回も同様に一つ前の計画に言及するのであれば、平成28年度からの第2次生涯学習推進基本方針のことに言及するということですが、これもいらないということでしょうか。すみませんが委員のおっしゃってることの趣旨がよくわかりませんのでもう少しご説明をお願いします。

委員) 普遍的なものにしたいという意味合いであれば、これから例えば第3次が出てきたら「平成28年度からの～」という文言を変えないといけなくなりますよね。ですから「平成28年度からの「第2次鳥取市生涯学習推進基本方針」(以下「基本方針」といいます。)等に基づいて」までを消してしまったらどうですかという話です。基本的な方針にしようという意味でしょう。

会長) 私はどちらでもいいのではないかと思います、どうでしょうか。

事務局) すいません。このたびの改定で平成28年度からの第2次鳥取市生涯学習推進基本方針についてはこうしますっていうふうに示した方がよいのではないのでしょうか。ここを消してしまうと、何を変えるのかが少しわからなくなりますので。

会長) 非常にテクニカルな文言ですよ。これは一つ前の計画について言及して、それを踏まえて普遍的なものにしましたと、全体として文章を組ませてもらっているということになります。

委員) わかりました。

会長) さきほどおっしゃったとおり、タイトルから“第何次”というのは消えるということですね。

事務局) 次回以降は鳥取市生涯学習推進基本方針しかでてこないですね。今回の場合は、平成28年度からの第2次生涯学習推進基本方針があり、それについてはこうしますと示すために表記しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員) 改正案に「平成28年度からの「第2次鳥取市生涯学習推進基本方針」等に基づいて様々な生涯学習に関する取り組みを進めてきた」って書いてありますよね。今度は新たな基本方針を何らかの形で普遍の計画にしようとしているのではないのですか。

事務局) その点については最後の一文になります。今までは第2次鳥取市生涯学習推進基本方針にもとづいて実施してきたが、これからはこうしますよという内容を表記しています。

委員) おっしゃるとおりだと思います。

会長) 今、混乱をまねているようですが、これはまた別のお話になります。

事務局) 資料の作りがちょっとわかりにくくなってしまい申し訳ありません。第2次鳥取市生涯学習推進基本方針については基本的にはこの形でおいていこうという話で、鳥取市教育振興基本計画については見直しをしますというお知らせになります。でするので別個で



考えていただいた方がいいかと思います。

会長) 文言については事務局に修正をお願いしたいと思います。委員の皆様は今回お話ししたのは、第2次鳥取市生涯学習推進基本方針について内容をあまり変えずに計画期間を設けずに普遍的なものにするという方向性についてのご意見をお聞きしたいと思います。

委員) 第2次鳥取市生涯学習推進基本方針の基本施策(5)「地域社会の課題解決力・教育力向上と家庭教育の強化」について学校の事業が非常に多いですから、学校から選出されている立場として重点的に見させていただきました。今、学校は平成29年に出た新しい中央教育審議会の答申に基づいて、「地域に開かれた学校」にどこの学校も重点的に取り組まれてるんです。それで、第2次鳥取市生涯学習推進基本方針の中に「地域学校協働本部」の存在がなかなか見えてこなかったものでぜひ文言として入れていただきたいと思っています。学校側はコミュニティスクールを導入していて、学校運営協議会を開かなければいけません。その会議には地域の方にもご出席いただいて、地域の声を学校が受けとめて改善していくという仕組みを、義務教育学校である小学校や中学校はとっています。同時に、「地域学校協働本部」という学校ではないところに地域と学校が連携・協働するための組織をつくるように、要は地域の中にどんどん学校が出て行けるような仕組みづくりになっているかと思っています。それが中央教育審議会の答申で示されています。実は鳥取市教育振興基本計画の24ページの推進施策2「持続可能な地域づくりを支える社会教育の推進」の②の具体的な取り組みの中に、「地域学校協働活動と地域創造学校運営協議会の一体的な推進」と書いてあって、指標・目標値のところは令和元年度では1校区しかありませんが令和7年度までに43校区を目指すとしています。43校区というのは全校区でしょうか。

事務局) 小学校区全てですね。

委員) そうですね。実は学校側から見ると地域学校協働本部というのはどういう組織なのだろうと疑問に感じているところもございますので、ぜひ鳥取市生涯学習推進基本方針の基本施策(5)に入れてはどうでしょうか。

会長) ありがとうございます。社会教育委員の立場からも加えるべき点だと思いますので何らかの文言はここに入れるべきだと思います。

事務局) 書きぶりについては検討させていただければ嬉しいです。

会長) ではご意見をうけたまわったということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

委員) 地域学校協働活動という言葉はよく出てくるんですけども、地域学校協働本部という言葉はなかなか出てこないのです。

委員) それは、いいですか。私は地域学校協働活動を推進している当人として、いま地域学校協働活動の統轄推進員をさせていただいております。地域学校協働活動本部のあり方については各地域の実情によって非常に様々なんです。実際のところは地域学校協働本部という名称の組織はないけれども、その機能を有している組織がある地域があります。ある地域では、青少年育成協議会が、その機能を有しているところもあります。あえて

地域学校協働本部ときちんと明記して地域学校協働活動本部を作って地域の皆さんに頑張っていくましようと呼をかけることも大事な事だと思ひます。しかし今の時点では、地域学校協働本部的な機能を持つ組織を段階的に作っていく段階にあると思ひています。まさしく鳥取市の地域には様々な実情がありますから、一律に全ての地区で地域学校協働活動本部を作りますというのは今の時代では非常に難しいと思ひます。ですが全ての地区での導入を目標にして推進していかなければならないことは事実です。society5.0に向けて学校と地域と家庭がそれぞれ役割を分担しながらみんなで子どもを育てていくためには、地域学校協働本部というのは必要になってきます。ですから、地域学校協働本部の機能をもった組織をすべての地区につくるべきではないかということについては委員の皆様には理解していただきたいと思ひます。さきほど委員がいわれたことは、まさしく、そのとおりだと思ひます。

会長) はい。すでに地域学校協働活動の趣旨については言及されていますが、さらに進んで具体的な取り組みも出てきましたので、文言として入れ込むかということですね。少し議論したいと思ひますので宿題にさせていただきますのでよろしいでしょうか。

事務局) そうですね。

会長) 主な取り組みの方にも入れるかどうかということですね。

事務局) まさに第2次鳥取市生涯学習推進基本方針の基本施策(5)の最後の一文が地域学校協働活動の趣旨に該当するところだと思ひますのでこの表現をどのようにするか考えてみます。

会長) そうですね。時間が迫ってきておりますので、まだご発言されていない方で何かご意見があればと思ひます。ではお願いします。

委員) すいません、大したことはないのですが、鳥取市教育振興基本計画素案のP.2について、老年人口の割合は令和12年には32.2%になると見込んでおりと書いてありますが、その下の表には33.2%と書いてあります。どちらかの数字が間違いではないでしょうか。

事務局) ありがとうございます。

会長) 65歳以上人口の割合が違うということですね。これについては事務局の方で確認して指摘しておいていただきたいと思ひます。その他なにかお気づきの点があればお願いします。

会長) 他にご発言のない方でいかがでしょうか。

委員) 先ほど委員がおっしゃったことにつきましては私も同じように感じているところでして、御一考をいただけたらと思ひます。それから鳥取市生涯学習推進基本方針の改正案につきましては「必要に応じて」と書いてありますが、具体的にはいつを予想されていらっしゃるのでしょうか。とりあえず毎年見直すべきところがないか確認をする形なのか、それとも必要が生じたときに見直す形なのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

事務局) そうですね。今、想定されるやり方としては今おっしゃっていただいたように毎年議

題として入れさせていただくという方法もあるかと思いますが、例えば社会教育委員は2年任期ですので、その2年間のどこかで議題として入れさせていただくというやり方もあるかと思っています。もう一つは今おっしゃっていただいたように、その時代に合わせたキーワードが出てきた場合に、鳥取市生涯学習推進基本方針に入れ込むことが必要ではないかということであれば議題として入れさせていただくことも考えられます。その点に関しては具体的にはまだ定めているわけではありません。

委員) ずっと変わらないということも確かにありますけれど、本当に変化の激しい昨今ですので、本当に変わらないものとは何かということを常に考えなければならないと感じています。何らかの形で毎年あらためて鳥取市生涯学習推進基本方針を見直していくことも大切なのかなと思っています

会長) ありがとうございます。

委員) 1つ関連してよろしいですか。改正後の文言について露骨に「特に計画期間を設けず」という表現を本当にしているのかどうかということです。読む方によっては無計画にやってるのではないかと受け取られかねない要素も少し含んでいるような気がします。今までは計画期間については5年としていたけれども、5年に縛られない形にするということですよ。

会長) そうですね。むしろ毎年見直しで大変かもしれませんね。

委員) 「特に計画期間を設けず」という表記についてはもう一度ご検討いただきたいと思います。この文言はおそらくパンフレットの表紙の裏に出てくる記述になるわけですよ。第2次鳥取市生涯学習推進基本方針では基本方針の期間という節がありますが、これがおそらくなくなって、このような記述になると想定されていると思います。それから「この方針については、方針という位置付けであることを踏まえ」という表記についても何をいっているのかよくわからないことになっていますので、市民の方が読まれた時にご理解されやすいようにもう一工夫していただけたらと思います。

事務局) はい。

会長) ありがとうございます。計画期間を設けないことに関しては、それもやむを得ないだろうというお考えでよろしいですか。

委員) 5年という単位にこだわらないということについては、はい。

会長) わかりました。ありがとうございます。ご発言のない方で何かあればお願いいたします。

委員) 基本的にはいいと思います。

会長) はい。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか

委員) 社会教育にしても学校教育にしても家庭教育にしても教育というのはまず線引きはないと思いますね。生まれてからずっと教育を受けていますから。ずっと読んでみましたけどいままでの生活の中でずっとやってきたことです。ですからそんな難しい考えではないと思います。決まった文言が文章に出てくるのはいいですけども、いまままでおり我々はずっと学校の行事をやってきていてその延長の話だと思いますから、そんな難し

く考える必要はないと思いますよ。

会長) ありがとうございます。では、今日の審議は以上とさせていただきます。今日の審議を踏まえて事務局の方で協議していただければと思います。もしその他に何かご意見ありましたら、事務局もしくは私の方にご一報いただければと思いますのでよろしくお願い致します。